

消費者教育の推進に関する文部科学省の施策について

文部科学省では、「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等に基づき、消費者庁をはじめとする関係省庁と連携しながら学校教育、社会教育を通じて消費者教育の充実に努めているところ。

小学校・中学校・高等学校

学習指導要領の充実

中央教育審議会答申（H28.12.21）を踏まえ、関連する各教科等（社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等）において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、現行の規定に加え、内容を更に充実

○小学校学習指導要領の改訂（平成29年3月31日公示）【主な充実部分】

（社会科）

- ・販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること

（家庭科）

- ・買い物の仕組み、売買契約の基礎
- ・物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割が分かること

○中学校学習指導要領の改訂（平成29年3月31日公示）【主な充実部分】

（社会科〔公民的分野〕）

- ・個人や企業の経済活動における役割と責任

（技術・家庭科〔家庭分野〕）

- ・購入方法や支払い方法の特徴が分かること
- ・計画的な金銭管理の必要性について理解すること
- ・クレジットなどの三者間契約

○高等学校学習指導要領の改訂（平成30年3月30日公示）【主な充実部分】

（公民科〔公共〕）

- ・多様な契約及び消費者の権利と責任

（家庭科〔家庭基礎〕）

- ・契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解すること
- ・責任ある消費について考察し、工夫すること

大学等

○学生に対する消費者教育等の実施

- ・各大学の自主的・自律的な判断による消費者教育に関する授業科目等の開設等

- ・ガイダンスや学生相談等において消費者トラブルやその対処方法について啓発

○消費者被害防止に関する通知

- ・消費者庁や国民生活センター等が把握する消費者トラブル事例等について、各大学等に通知

○各種会議等での普及・啓発

- ・消費者基本計画等を踏まえ、消費者教育の推進等の積極的な取組について、学生支援、教務の担当者が集まる会議で周知等を実施

○取組の普及・啓発

- ・消費者教育に関する取組状況調査を実施し、先進事例を普及・啓発

生涯学習・社会教育

○連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究

- ・多様な主体の連携・協働体制による消費者教育推進のための実践モデルを作成

○消費者教育アドバイザーの派遣

- ・全国の社会教育等における消費者教育の先駆的实践者を、文部科学省が委嘱し、地方自治体等の求めに応じて派遣

○消費者教育フェスタによる普及・啓発

- ・文部科学省、モデル事業実践者等からの成果報告及び地域課題の共有や人的交流が行われる場として開催

○大学等及び社会教育における消費者教育の指針の見直し

- ・社会の変化に対応した指針の見直しを実施 等

○指導者用啓発資料の活用・促進

- ・文部科学省で作成した指導者用啓発資料について、学校の授業や地域の活動での活用を促進

【文部科学省作成】
指導者用啓発資料
「いつでも どこでも だれでもできる！
消費者教育のヒント&事例集」



【消費者庁作成】
消費者教育教材
「社会への扉」